

日英包括的経済連携協定(日英EPA税率がMFN税率(注1)より高い品目)(2024年4月現在)

1602.90-269(注2)

(注1)「MFN税率(実行最恵国税率)」は、実行のWTO税率若しくは国定税率(基本税率又は暫定税率)を指す。

(注2)一部品目のみ。

(※)日英EPA第2.8条第2項に基づき、MFN税率が同EPA附属書二-Aの日本国の表に基づく税率より低い場合には、その低いMFN税率を日英EPA税率として適用する。